さいりゅうしかく てつづ 在留資格の手続き

日本に在留するときには、入国管理局 で手続きが必要です。外国人が、現在行 っている活動をやめて別の在留資格に でく かっとう ばあい ざいりゅうしかく 属する活動をする場合には、在留資格の とえば留学生が日本で就職する場合) また、日本に在留する外国人が在留 まかんまんりょうご ひつつ おな ざいりゅうかつどう 期間満了後も引き続き同じ在留活動を 継続しようとする場合には、在留期間の 更新許可を受ける必要があります (たと えば留学生が学業を継続する場合)。 古いにゅうこくきょか 再入国許可などの申請は、住所地を管轄 する入国管理局(出張所)で、原則と して申請人本人が行います。 岡山県 ざいじゅう がいこくじん ざいりゅうしかく しゅっにゅうこく て在住の外国人の在留資格や出入国手 続きに関する詳しいことは、下記まで 問い合わせてください。

ひろしまにゅうこくかんりきょく おかやましゅっちょうじょ ■広島入国管理局 岡山出張所

おかやましきたくしもいしい 岡山市北区下石井1-4-1 おかやまだい ごうどうちょうしゃ かい 岡山第 2合同庁 舎 11階

TEL: 086-234-3531

うけつけじかん げつようび きんようび 受付時間:月曜日~金曜日

9:00~12:00、13:00~16:00 (祝旨、12/29~1/3を除く)

在留资格手续

在日本居住时,需要到入国管理局办理手续。 外国人停止目前的在留资格活动而去从事其 他在留资格活动时,需要申请更改在留资格 (例如留学生在日本就职时)。

并且,居住日本的外国人在留资格到期后继续 从事同一在留资格活动时,需要更新在留期间 (例如留学生继续学业时)。申请再入国许可 需到管辖地的入国管理局办理,原则上由本人 亲自办理。关于在冈山县内居住的外国人的在 留资格以及出入国手续等详细事宜,请咨询以 下机构。

■广岛入国管理局 冈山办事处

冈山市北区下石井 1-4-1

冈山第二合同厅舍 11 楼

电话:086-234-3531

34

受理时间:周一~周五

9:00~12:00、13:00~16:00 (节假日、12/29~1/3 除外)

さいりゅう 在留力一ド

在留カードは中長期在留者に対し、
にようりくきょか さいりゅうしかく へを受許可、在留 物間の更新許可などの在留資格の変更許可、在留 期間の更新許可などの在留に係る許可を伴って交付されます。在留カードは、日本での身分を証明するものとして、
16歳以上の人は、いつでも持っている義務があります。

にゅうこくかんりきょく 入国管理局

http://www.immi-moj.go.jp/

法務省 入国管理局

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact 1/

(1) 在留期間の更新

【必要書類】

- ざいりゅうきかんこうしんきょかしんせいしょ・在留期間更新許可申請書
- ・活動内容ごとに法務省令で定める資料
- ・パスポート
- · 在留カード

在留卡

在留卡是发给中长期居住者,与登陆许可、在 留资格变更许可、在留期间更新许可等在留资 格同时发放的。在留卡是在日本的身份证,16 岁以上者有义务随身携带。

入国管理局



法务省 入国管理局



(1) 更新在留期间

延长在留期间时,需要在在留资格到期前到入 国管理局(办事处)申请更新。在留期间为6 个月以上时,在留资格到期前3个月左右开始 受理。手续费为4000日元。

【所需资料】

- 在留期间更新许可申请书
- · 各项活动内容对应的法务省令规定的资料
- 护照
- 在留卡
- · 其他参考入国管理局网页

(2) 在留資格の変更

現在取得している在留資格の活動を や止して、別の在留資格にあてはまる 活動を行なうとする場合は、在留資格 変更手続きが必要です。手数料4,000円。

ひつようしょるい

- ・在留資格変更許可申請書
- ・活動内容ごとに法務省令で定める資料
- ・パスポート
- ・在留カード

(3) 出生による在留資格の取得

日本国内で出生したとき、出生後30日以内(恒し、60日以内に出国する場合は必要 ありません)に入国管理局(出張所)で在留資格の取得許可の申請をします。

【必要書類】

- ・在留資格取得許可申請書
- ・両親の在留カード
- ・両親の旅券(パスポート)
- ・出生証明書、母子健康手帳など

(2) 在留资格的变更

中断现在取得的在留资格活动而从事其它在 留资格活动时,需要在办理在留资格变更手 续。手续费为 4000 日元。

【所需资料】

- 在留资格变更许可申请书
- 各项活动内容对应的法务省令规定的资料
- 护照
- 在留卡
- 其他参考入国管理局网页

(3) 出生时在留资格的获取

在日本国内出生的孩子,孩子出生后 30 天以 内(60 天以内要出国的孩子不需要)在入国 管理局(办事处)申请取得在留资格。

【所需资料】

- 在留期间取得许可申请书
- 父母的在留卡
- 父母的护照
- 出生证明书、母子健康手册等
- · 其他参考入国管理局网页

(4) 永住許可

日本に永住を希望する人は、永住許可を受ける必要があります。 入国管理局 (出張所) で永住許可を申請します。 (出張所) で永住許可を申請します。 できるようじょ かんかにゅうきょかを申請します。 できるとうないとうきょか としまからとうないとうさくがとりきょく としまからこくがとります。 詳しくは、入国管理局へ 問い合わせてください。

ひつようしょるい

- * 永住許可申請書
- ・パスポート
- ・在留カード
- ・身分を証する文書など

(4) 永住许可

希望在日本永住者需要获得永住许可。在入国管理局(办事处)申请永住许可。获得许可后交付手续费8000日元。详情请咨询入国管理局。

【所需资料】

- · 永住许可申请书
- 护照
- 在留卡
- 证明身份的文书等
- 其他参考入国管理局网页

(5) **資格外活動の許可申請**

現在取得している在留資格以外の活動で収入・報酬がある活動をする場合は、 「原則として就労活動を行うことはできませんが、入国管理局から「資格外活動 許可」を受ければ、次の一定の制限範囲内でアルバイトをすることができます。

りゅうがくせい しかくがいかつどう 留学生の資格外活動

資格外活動時間の制限

・週 28時間(1日8時間)以内

資格外活動場所の制限 (禁止事項)

風俗営業又は風俗関連営業が営まれている営業所(例えば、バー、スナック、パチンコ屋など)でのアルバイトは、できません。

資格外活動許可申請の手続き

ひつようしょるい

- ・資格外活動許可申請書
- ・在留カード
- ・パスポート

詳しくは、大学・学校の留学生担当課文はか記に問い合わせてください。 で記述に対するというではない。

TEL: 086-234-3531

(5) 申请资格外活动许可

从事现在所属资格以外的活动获得收入报酬时,原则上不得进行就劳活动,但向入国管理局申请获得了"资格外活动许可"时,可在在以下一定的约束范围内打零工。

留学生的资格外活动

资格外活动的时间限制

28 小时/周 (8 小时/天)以内

资格外活动的场所限制 (禁止事项)

禁止在风俗店或与风俗相关的营业所(如:酒吧、夜总会、扒金库(带有赌博性质的游戏厅)) 打零工。

资格外活动的申请手续

【所需资料】

- 资格外活动许可申请书
- 在留卡
- 护照

38

详情请向大学、学校的留学生负责科或以下机 构咨询。

广岛入国管理局 冈山办事处

电话: 086-234-3531

(6) 再入国許可申請

さいにゅうこくきょか にほん こくがい で 再入国許可がなく日本の国外に出る にほん もど とき あらた と、日本に戻る時に改めて「在 留資格 認定証明書交付申請」をし、「入国 査証 (ビザ)」をもらわなければなりま せん。日本への再入国が1年以上先にな るときは、入国管理局で再入国許可を う 受けてから出国します。手数料3.000円 (1回限り)、もしくは 6,000円 (数次 きょか としはら さいにゅうこくきょか しょういん 許可)を支払い、再入国許可の証印シ ールを旅券に貼ってもらいます。再入国 きょか ゆうこうきげん げん ゆう ざいりゅうきかん 許可の有効期限は、現に有する在留期間 の範囲内で、5年間を最長として決定さ れます。再入国許可の有効期限内に まいにゅうこく ざいりゅう しかく うしな 再入国しないと在留資格が失われる ことになりますので、注意してください。

みなし再入国許可

すりこう 有効なパスポートと在留かードを持っている ひと 人が、日本を出国して1年以内(在留 まげんが出国して1年以内(在留 まげんが出国の日から1年以内にくる ばあいはいない はあいない はあいない はあいない にほん がりゅうまげん 場合は在留期限まで)に再入国する にあい、またりゅうこく またいない に再入国する にあい、またりゅうこく はあいない に再入国する

(6) 申请再入国许可

没有申请再入国许可而离开日本,再次返回日本时,需要重新提交"在留资格认定证明书交付申请",获得"入国签证"。返回日本的时间为一年以上时,可在入国管理局申请再入国许可,交手续费(单次 3000 日元,多次 6000日元),再入国许可的认印贴纸将被贴在护照上。再入国许可的有效期限,现有在留期间最长为5年。在再入国许可的有效期内不返回日本的话,将失去在留资格,请留意。

视同再入国许可

有效护照及在留卡持有者,离开日本后1年以内(在留期限是指从出国日起1年以内返回日本的)再入国时,不需要再入国许可。

请注意,出国后,在视同再入国许可的在留期 限内不能返回日本的话,将失去在留资格。出 国时一定要把护照、在留卡一起提示给入国审 查官。

(7) 住居地以外の変更登録申請

ときは、入国管理局に届出て変更してもらいます。 大名、生年月日、性別、国籍・地域の変更 は 14日以内に入国管理局の整合で 行います。

(7) 居住地以外事项变动时的登记申请

居住地以外的事项发生变动时,需告知入国管理局进行更改。姓名、出生日期、性别、国籍、地域的变动应在 14 日以内到入国管理局窗口办理。

(8)紛失と再交付

在留力一ドを紛失したり、盗難にあったり、活してしまった場合には、警察に紛失届等を提出し、受理証明書をもらい、その事実を知った自(海外で知った)をは再入国の目)から14日以内に入国管理局で再交付の申請をし、新しいを資力、下の写真を変更したい場合など、在音楽の一ドの交換を希望する場合にも再交付申請をすることができます。

(8) 遗失与补办

在留卡遗失、被盗或者弄脏时,应向警察局提交遗失报告,取得受理证明书,并在得知事实日(在海外得知时再入国之日)的14日之内向入国管理局提交补办申请,获得新的在留卡。另外,想要更改在留卡照片等理由更换在留卡时也可以申请补办。

(9)在留カードの返納

死亡したときは、死亡の日から 14日以内に本人の親族または同居人が在留カードを最寄りの入国管理局に返納します。日本を出国し、再入国しないときは、出国の際に空港・港の入国審査官に渡してください。

(9) 在留卡的返还

持卡人死亡时,持卡人的亲属或同住人应在 14 日以内将在留卡返还至附近的入国管理 局。离开日本并且不打算返回时,在出国时交 给机场、港口的入国审查官。